

定額減税調整給付金（不足額給付）申請書

（宛先） 富士市長

定額減税調整給付金（不足額給付）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

支給要件に該当すると思われる方に対しては申請書を令和7年8月29日（金）に送付いたしましたが、支給要件に該当するかどうか不明な方には送付しておりません。支給要件に該当すると思われる方で令和7年9月12日（金）までに申請書が届いていない方は以下の全ての誓約・同意事項について確認していただいた上で、この申請書と本人確認書類等を令和7年10月31日（金）（消印有効）までに提出してください。支給は申請書を受理した日から約3週間後を予定しています。（書類に不備がない場合）

- 【本様式での申請が必要な方】
- 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額がいずれも0円（定額減税前）の方、かつ、令和5・6年度に実施した非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

- 【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。
- ☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付）は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

 - ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
 - ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ② 調整給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係資料の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生 年 月 日	現 住 所
氏 名			
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成	電話 ()
		年 月 日	

【代理申請を行う場合】

代 理 人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所	
	代理人氏名					
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金（不足額給付）申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名	

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座 下記に振込を希望する本人名義口座を記入してください。

金融機関名				支店名		分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい				口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい	
金融機関コード				支店コード		1 普通						
						2 当座						
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所								

ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合には※欄にご記入下さい)		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい		口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、預金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1		0	※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 「**定額減税調整給付金（不足額給付）申請書**」（本書類）
※必要事項をご記入ください。
 - ☐ 誓約・同意事項（表面中段）
 - ☐ 申請者（または代理人）の氏名など（表面下部）
 - ☐ 振込口座（裏面上部）
 - ☐ 署名（裏面下部）
 - ☐ 「令和6年分所得税の 源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）」
※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
 - ☐ 「**事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等**」
※青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。
 - ☐ 「令和6年度個人住民税の納税通知書 または （非）課税証明書の写し（コピー）」
※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等が分かる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
 - ☐ 「住民票の写し」（世帯全員）
 - ☐ 「世帯全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の（非）課税証明書の写し（コピー）」
- これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみをご用意ください。
- ☐ 「**本人（代理人）確認書類の写し（コピー）**」
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を別紙の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
 - ☐ 「**受取口座を確認できる書類の写し（コピー）**」
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を別紙の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付金は受給できません。)

本申立の内容に相違ありません。	
令和 年 月 日	申請者氏名
※確認日・署名を記入する前に死亡された場合には、給付金は受給できません。	

お問い合わせ



富士市定額減税調整給付金（不足額給付）コールセンター

 050-5369-9457 受付時間 8:30～17:15（土・日曜日、祝休日を除く）